別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	四九人	四六人	二〇三人	一〇九人	一四一人	四二三人	六九人	一一人
防衛人事審議会										
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四八	四三	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三四	五九	六	
防衛研究所		一	二	三	八	二	一七	八		
統合幕僚監部		一	三	三	八	一四	二二	八六	五	二
陸上自衛隊		一	一六	三六	二九九	四九二	七〇二	一、九六三	八二一	九六
海上自衛隊			五	二二	一三九	一八四	二八一	九〇三	四九九	一二一
航空自衛隊			三	一七	一〇九	二〇一	二三六	八五五	四三六	六三
情報本部		五	九	一二	二七	三一	五六	二一一	一〇二	三八
防衛監察本部	一	一	一	二	三	七	七	一〇	一	
地方防衛局	一	三〇	二〇	六九	二〇四	三七二	四四二	八八一	二六二	六九
防衛装備庁	一	一九	二七	三四	一一九	九九	一一三	二六八	九二	一八

別表第二ロの表防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、同表中技術研究本部の項及び装備施設本部の項を削り、同表に次のように加える。

防衛装備庁	一	一四	二七	一						

別表第四防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、同表技術研究本部の項中「技術研究本部」を「防衛装備庁」に、「一二〇」を「一二六」に改める。

別表第六防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に、「一四」を「一二」に改め、同表に次のように加える。

防衛装備庁	二									

別表第七イの表技術研究本部の項及び装備施設本部の項を削り、同表に次のように加える。

防衛装備庁				一	四	一三			一	

別表第七ロの表防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、同表技術研究本部の項を削り、同表に次のように加える。

防衛装備庁			三							

別表第九技術研究本部の項中「技術研究本部」を「防衛装備庁」に改める。

（防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第六条　防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十九年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経理装備局会計課長　技術研究本部長」を「大臣官房会計課長」に、「地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）」を「地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）　防衛装備庁長官」に改める。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第七条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号中「防衛省の」を「防衛省本省の」に改め、「特別の機関」の下に「並びに防衛装備庁」を加え、「防衛省設置法（以下「法」という。）第三十条第二号に規定する自衛隊の装備品等及び役務で防衛大臣の定めるものを調達するために行う」を「防衛大臣の定める調達に関する」に改める。

第五条第一項第一号中「法」を「防衛省設置法（以下「法」という。）」に改める。

第六条第一項第三号中「装備品等」を「装備品等及び役務」に、「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同項第四号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に、「第三十二条第五号、第三十三条第五号」を「第四十五条の三第五号」に改め、同条第二項中「東北防衛局」の下に「、北関東防衛局」を加える。